

第11回 薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会

議事次第

平成24年10月3日(水)
15:00~17:00
厚生労働省 17階
専用第21会議室

- 1 薬害に関する資料の実態調査等(平成25年度概算要求)について(報告)
- 2 学校教育における医薬品・薬害の取扱いについて(報告)
- 3 薬害教育教材に関するアンケート調査結果について(報告)
- 4 薬害教育教材の活用について
- 5 その他

【配付資料】

- 資料1 平成25年度医薬関係予算概算要求の概要
資料2 文部科学省報告資料
資料3 薬害教育教材に関するアンケート調査結果について(概要)
資料4 薬害教育教材の活用方法等について(案)

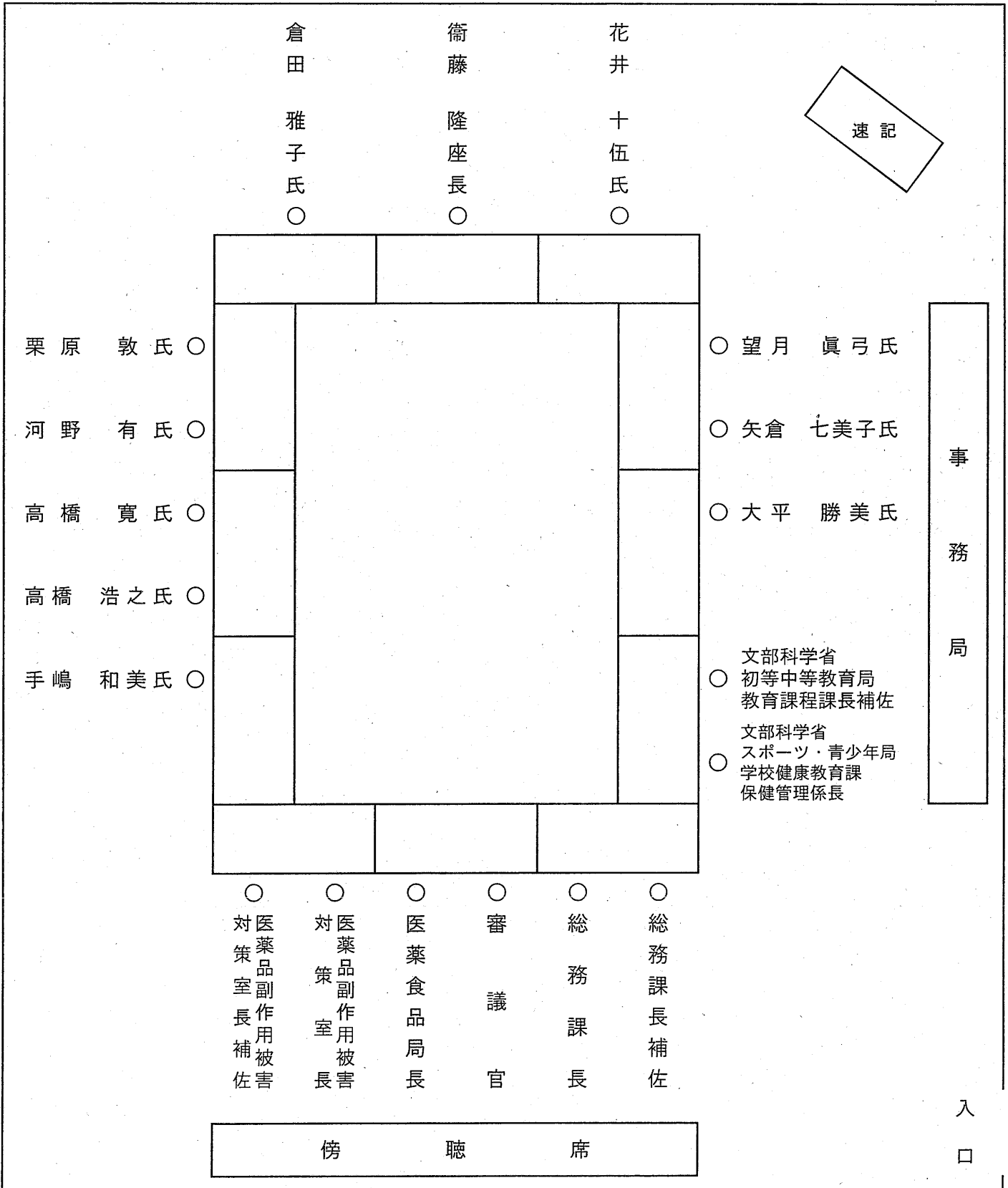
参考資料 「薬害に関する資料収集・公開等の仕組み」が持つべき機能について(これまでの議論の整理)(改訂)

第11回薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会 座席表

平成24年10月3日(水)

15:00~17:00

厚生労働省17階 専用第21会議室



名 簿

(座長)	えとう 衛藤	たかし 隆	日本子ども家庭総合研究所所長
	おおすぎ 大杉	あきひで 昭英	国立大学法人岐阜大学教育学部教授
	くらた 倉田	まさこ 雅子	納得して医療を選ぶ会事務局長
	くりはら 栗原	あつし 敦	MMR被害児を救援する会事務局長
	こうの 河野	たもつ 有	くすりの適正使用協議会コミュニケーション部会部会長
	たかはし 高橋	ひろし 寛	秋田県薬剤師会常任理事
	たかはし 高橋	ひろゆき 浩之	国立大学法人千葉大学教育学部教授
	てしま 手嶋	かずみ 和美	薬害肝炎訴訟原告団
	はない 花井	じゅうご 十伍	NPO法人ネットワーク医療と人権理事
	もちづき 望月	まゆみ 真弓	慶應義塾大学教授
	やぐら 矢倉	なみこ 七美子	NPO法人京都スモンの会理事長
	おおひら 大平	かつみ 勝美	社会福祉法人はばたき福祉事業団理事長

【平成 24 年 9 月】
厚生労働省医薬食品局

平成 25 年度医薬関係予算概算要求の概要

平成 25 年度概算要求額 15,819 百万円

うち、要 求 枠	8,133 百万円
特 別 重 点 要 求	6,700 百万円
東日本大震災復興特別会計	986 百万円

平成 24 年度予算額 9,199 百万円

対前年度増減額 6,620 百万円
(△1,066 百万円)

対 前 年 度 172.0%
(88.4%)

※ 括弧内は「特別重点要求」「東日本大震災復興特別会計」を除いた計数である。

※ 計数については、整理上、変更があり得る。

《 主 要 事 項 》

- I 医療イノベーション5か年戦略の着実な実施【特別重点要求】
- II 地域医療の強化のための緊急対策【特別重点要求】
- III 医薬品・医療機器・再生医療製品の安全対策の推進
- IV 医薬品・医療機器・再生医療製品の承認審査の迅速化
- V 違法ドラッグを含む薬物乱用対策の推進
- VI 血液製剤対策の推進
- VII 後発医薬品の品質確保の充実
- VIII 今後の災害への備え【東日本大震災復興特別会計】

(24年度予算額) (25年度要求額)

百万円

百万円

I 医療イノベーション5か年戦略の着実な実施

【特別重点要求】

0 → 6,500

「医療イノベーション5か年戦略」(H24.6.6 医療イノベーション会議決定)に基づき、国民が安心して利用できる最新の医療環境を整備するとともに、日本発の革新的医薬品・医療機器や再生医療製品などを世界に先駆けて開発し、医療関連市場の活性化と我が国の経済成長を実現し、積極的に海外市場へ展開する。

○審査の合理化・迅速化・質の向上と安全対策の強化など

(1) 審査基準の明確化

0 → 3,632

- 革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の实用化を推進するため、PMDAの審査員と研究者が一体となり、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを整備する。
- アカデミアやベンチャーなどによる革新的医薬品・医療機器・再生医療製品の開発や实用化を促進するため、薬事戦略相談の拡充や出張形式を導入する。
- 医療上必要性の高い未承認薬・適応外薬について、患者のアクセスを充実するため、パイロット事業を実施する。
- 安全性、有効性及び品質管理の評価方法など、開発から市販後安全対策までの規制等について、科学的合理性などに基づいた整備を行うための研究を推進する。

(2) 革新的ながん治療薬の实用化の推進

0 → 503

- 革新的ながん治療薬の实用化を推進するため、PMDAの審査員と研究者が一体となり、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを整備する。

(3) 再生医療製品の实用化の推進

0 → 279

- 再生医療製品の实用化を推進するため、PMDAの審査員と研究者が一体となり、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを整備する。
- 市販後安全対策を強化するため、再生医療製品を使用した患者の登録システムを構築する。

(4) グローバル化への対応

0 → 411

- 日本発の医療機器に関する規格等の国際標準化を推進するため、規格を審議する国際会議や関連する国際シンポジウムに積極的に貢献する。
- 国内で流通する医薬品の製造拠点がアジア地域に加速的に展開していることを踏まえ、品質確保のための試験検査の体制を整備するとともに、マスターファイル（原薬等登録原簿）登録時の内容確認、国内管理人の研修及び品質確保のための技術上の外国（東アジア）出張相談を行う。
- 国際共同治験及び世界同時申請等に対する、海外薬事規制当局との連携を推進するため、欧米で行われているGCP（臨床試験の実施に関する基準）等の合同査察の状況を把握・分析する。

(5) 中小・ベンチャー企業等の実用化支援

0 → 251

- 資金面の問題による実用化の遅れを防ぐため、中小・ベンチャー企業などが開発を行う、革新的医薬品・医療機器・再生医療製品に係る相談・承認申請手数料を軽減する。

(6) 安全対策の強化

0 → 1,031

- 市販後安全対策を強化するため、電子カルテなどの医療情報を活用した、疫学的手法による副作用情報等の収集・分析のためのデータベースの高度化を行う。
- がんや生活習慣病などに使用される医薬品の長期的な副作用情報を収集し、安全対策の強化を図るため、これらの医薬品を使用している患者を対象に、長期的な薬剤使用の状況を追跡できる新たなデータベースを構築する。

(7) 医療機器の特性を踏まえた制度

0 → 393

- 医療機器の審査の迅速化・合理化を図るため、後発医療機器等を対象に登録認証機関を活用した承認・認証制度の拡充を行う。
これに向けた環境整備として、登録認証機関による後発医療機器の審査に必要な基準を作成するとともに、既承認品目との性能等の比較ができるデータベース整備等を行う。

審査の迅速化、安全対策を強化するためのPMDAの体制強化

審査の合理化・迅速化・質の向上と安全対策の強化を図るため、審査基準の明確化などの上記各事業の実施に必要なPMDAの体制を整備する。

参考) 医療イノベーション5か年戦略の着実な推進〔省全体〕【411億円】

1) 革新的医薬品・医療機器の創出 【341億円】

(創薬支援ネットワークの構築) 【41億円】

- アカデミアなどの優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげるため、医薬基盤研究所が中心となって本部機能を担い、理研、産総研や大学などの創薬関係機関で構成する「創薬支援ネットワーク」を構築

(重点領域の創薬研究開発の推進) 【139億円】

- 「医療イノベーション5か年戦略」に定められた8つの重点領域の有望シーズの実用化支援、治験への導出を推進

※ 8つの重点領域：①がん・②難病・希少疾病 ③肝炎 ④感染症 ⑤糖尿病
⑥脳心血管系疾患 ⑦精神・神経疾患 ⑧小児の先天性疾患など

(臨床研究・治験環境の整備) 【104億円】

① 臨床研究中核病院の整備 【61億円】

臨床研究中核病院を新たに7箇所整備し、難病、小児疾患などの医師主導治験とネットワーク構築を重点的に推進するとともに、既存の臨床研究中核病院について、がん・再生医療などの分野で質の高い臨床研究を実施する基盤として中心的役割を果たすよう体制を強化

② 橋渡し研究などの推進 【43億円】

国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）の機能を活用し、産官学の連携、海外との連携による共同研究、研究所と病院の連携による橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）などを推進

(審査の合理化・迅速化・質の向上と安全対策の強化など) 【57億円】

- 革新的医薬品、医療機器、再生医療製品を創出するため、以下の取組を推進
 - ・ 医薬品医療機器総合機構（PMDA）で、開発に見通しを与え迅速な実用化を促進するための薬事戦略相談の拡充、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドライン作成などの推進

- ・ PMDAで、中小・ベンチャー企業などに対する相談・承認申請手数料の軽減を実施

- ・ 医療機器・再生医療製品の特性を踏まえた薬事法などの制度改正、諸外国との連携を推進

- 市販後安全対策を充実するため、電子カルテなどの医療情報の安全対策への利活用を推進

- 審査の迅速化と市販後安全対策を充実するため、PMDAの体制を強化

(イノベーションの適切な評価) 【1億円】

- 疾患毎の費用などを算出するためのデータベースや海外での費用対効果の評価事例を収集したデータベースを整備し、個別の医療技術の費用対効果の評価やその評価手法などの検討を効果的に推進

2) 世界最先端の医療の実現 【69億円】

(再生医療の推進) 【37億円】

- 再生医療の実用化に向け、以下の取組を推進
 - ・ 臨床研究情報ネットワーク基盤やヒト幹細胞の長期保存体制を構築し、臨床研究体制の基盤を整備

- ・ ヒト幹細胞の腫瘍化リスクなどに対する安全性の確保、機能不全となった組織・臓器の個別治療法の技術開発や iPS 細胞などを用いた創薬の基盤となる技術開発に関する個別研究を支援
 - 再生医療製品の審査の迅速化を図り、実用化を推進するため、PMDA の審査員と研究者が一体となり、最先端の技術の有効性と安全性を評価するためのガイドラインを策定するとともに、市販後安全対策を充実するため、再生医療製品を使用した患者の登録システムを構築
- (個別化医療(※)の推進) 【32億円】
- ※ 個別化医療：患者一人ひとりの体質や病態にあった有効かつ副作用の少ない治療法、(オーダーメイド医療) や予防法 (個別化予防)
- ① 個別化医療推進のためのインフラ整備と研究の推進 【27億円】
 国立高度専門医療研究センター (ナショナルセンター) で、病態の解明や新たな診断・治療法開発のため、受診患者からバイオリソースや診療情報などを効果的・効率的に収集し、データベース (バイオバンク) として整備するとともに、個別化医療の実現に向けた研究開発を推進
 - ② 個別化医療に資する医薬品開発の推進 【5億円】
 治療薬の効果や副作用を予測し投与が適切な患者を選定することを目的とした検査薬の開発を推進。特に新薬については、当該検査薬との同時開発・同時審査を推進

II 地域医療の強化のための緊急対策

【特別重点要求】

0 → 200

「社会保障・税一体改革大綱」(H24.2.17 閣議決定) に基づき、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、地域全体にわたって切れ目なく必要な医療を確保するため、特に緊急の対応が求められる。

○薬局を活用した薬物療法提供体制の強化

0 → 200

抗がん剤や麻薬など、使い方が難しい薬を用いた治療や薬の飲み残しを減らすための適切な服薬指導などについて、誰もが安心して在宅で受けられるよう、薬の専門家である薬剤師がチーム医療の一員として、訪問や相談、情報提供をスムーズに行うための体制を整備しつつ、薬に関する正しい理解を促進・普及し、適正使用を図るなど、地域での適切な薬物療法を推進する。

参考) 地域医療の強化のための緊急対策〔省全体〕

在宅医療の充実強化

【23億円】

(病状急変時の対応などを強化した在宅医療連携体制の推進)

【20億円】

- 病状が急変した人やNICU退院後のお子さんなどに対し、多職種が一体とな

って医療・介護を提供する体制の確保など、市町村などが中心となって在宅医療・介護の関係機関間の連携を推進

(小児在宅医療患者の相談支援体制の整備) 【1.1億円】

- 小児在宅患者の保護者の在宅療養への不安感を解消するため、小児在宅患者の症状などに応じて療養上の助言やかかりつけ医との調整などを行うための相談支援体制を整備

(薬局を活用した薬物療法提供体制の強化) 【2億円】

- 誰もが安心して抗がん剤や麻薬など、使い方の難しい薬を用いた治療や適切な服薬指導などを在宅で受けられるよう、薬剤師がチーム医療の一員として、訪問や相談、情報提供をスムーズに行うための体制を整備するなど、地域での適切な薬物療法を推進

Ⅲ 医薬品・医療機器・再生医療製品の安全対策の推進

1,679 → 1,176

- 「医療イノベーション5か年戦略の着実な実施」の他、長期にわたって患者のフォローアップが必要となる、人工関節などの埋め込み型医療機器について、使用状況の把握に基づく安全対策の実施のため、海外における使用登録システムの調査を行い、日本における使用患者の登録システムのあり方等の検討を新たに行う。
- 薬害に関する資料の収集や公開等の仕組みの検討のため、被害者団体等が保有する薬害に関する資料の実態調査等を新たに行う。

Ⅳ 医薬品・医療機器・再生医療製品の承認審査の迅速化

2,087 → 1,863

- 「医療イノベーション5か年戦略の着実な実施」の他、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消のため、欧米では承認されているが、日本では未承認又は適応外の医薬品・医療機器・再生医療製品であって、医療上特に必要性が高いものについて、引き続き審査の迅速化を図る。
- 日本発シーズの実用化のため、産学官一体となった取組を進め、大学・ベンチャーなどでの承認申請候補選定の最終段階から治験に至るまでに必要な試験・治験計画策定などに関する薬事戦略相談の活用を推進する。

V 違法ドラッグを含む薬物乱用対策の推進 325 → 412

○違法ドラッグ対策の強化 158 → 251

社会問題化している違法ドラッグの乱用を食い止めるため、指定薬物や麻薬への新規物質の指定の迅速化、包括指定(※)を見据えた分析体制などの充実強化、乱用防止のための情報収集提供や啓発などの取組を強化する。

※包括指定：化学構造が類似している特定の物質群を包括的に規制する方法。

《参考》

○薬物取締体制の充実・強化費 516 → 516

巧妙化かつ広域化する麻薬・覚醒剤・大麻等や違法ドラッグの薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、新たな鑑定機器を導入するなど、取締体制を強化する。

(地方厚生局麻薬取締部計上)

VI 血液製剤対策の推進 422 → 325

- 血液製剤の安全性の向上を図るため、未知の感染症などの新たなリスクの早期探知、リスク評価や安全対策の効果の検証などを適切に実施する体制を強化する。
- 将来の献血の担い手となる若年層の献血者の増加を図るため、新たに、高校生に対して学校教育を通じて献血思想の普及啓発を行う取組みや、大学生などの学生ボランティアを育成する取組みなど、若年層対策を強化する。

Ⅶ 後発医薬品の品質確保の充実

169 → 239

○後発医薬品品質情報提供等推進費

143 → 213

後発医薬品の品質の信頼性の向上を図るため、学会等での発表・研究論文やのPMDAの後発医薬品相談窓口寄せられた品質に関する意見・質問・情報について、必要に応じて当該医薬品に関する試験検査を実施することでその品質の確認を行い、医療関係者が品質に関する情報を簡便に入手することができるよう、データベースを新たに整備し、情報提供を充実する。

Ⅷ 今後の災害への備え

【東日本大震災復興特別会計】

0 → 986

○災害時に拠点となる薬局の整備

0 → 500

災害時に医薬品などの供給や支援薬剤師受入れの拠点となる薬局の設備を整備し、災害発生初期の医療体制の確保を図る。

○災害時に拠点となる血液センターの整備

0 → 486

災害時に血液製剤を供給するための拠点となる血液センターの設備を整備し、災害発生時における血液製剤の安定供給の確保を図る。

学習指導要領等における「医薬品」・「薬害」の取扱い

中学校学習指導要領 (抜粋) (平成20年3月28日公示)

※ 平成24年4月から完全実施 (一部科目については先行実施)。

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容 (公民的分野)

2 内容

(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容 (保健分野)

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。

中学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成20年7月公表)

社会編 第2章 社会科の目標及び内容

第2節 各分野の目標及び内容 (公民的分野)

2 内容、(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

「消費者の保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」(内容の取扱い)こととしている。ここでは、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させることを意味している。

保健体育編 第2章 保健体育科の目標及び内容

第2 各分野の目標及び内容 (保健分野)

2 内容、(4) 健康な生活と疾病の予防

オ 保健・医療機関や医薬品の有効利用

地域には、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健所、保健センター、医療機関などがあることを理解できるようにする。健康の保持増進と疾病の予防には、各機関がもつ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。また、医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用方法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

高等学校学習指導要領 (抜粋) (平成21年3月9日公示)

※ 平成25年4月入学者から年次進行で完全実施(一部科目については平成24年入学者から先行実施)。

第3節 公民 第1 現代社会

- 2 内容
- (2) 現代社会と人間としての在り方生き方
現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。
- エ 現代の経済社会と経済活動の在り方
現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。
- 3 内容の取扱い
- (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。
- (オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。また、「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、公害の防止と環境保全、消費者に関する問題などについても触れること。

第3節 公民 第3 政治・経済

- 2 内容
- (2) 現代の経済
- ア 現代経済の仕組みと特質
経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。
- 3 内容の取扱い
- (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。
- アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。

第6節 保健体育 第2 保健

- 2 内容
- (2) 生涯を通じる健康
- イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関
生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。また、医薬品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。

高等学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成21年12月公表)

公民編 第2章 各科目 第1節 現代社会

- 2 内容
- エ 現代の経済社会と経済活動の在り方
また、「消費者に関する問題」(内容の取扱い)については、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させることが必要である。消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。その際、例えば、高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させることが大切である。また、例えば製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。

公民編 第2章 各科目 第3節 政治・経済

- 2 内容
- (2) 現代の経済
- ア 現代経済の仕組みと特質
「消費者に関する問題」(内容の取扱い)については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。また、例えば、製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。

保健体育編 第2章 各科目 第2節 保健

- 3 内容
- (2) 生涯を通じる健康
- イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関
また、医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があること、承認制度により有効性や安全性が審査されていること、及び販売に規制があることを理解できるようにする。疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。その際、副作用については、予期できるものと、予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。

※ 高等学校学習指導要領解説において、初めて「薬害問題」と明記された。

平成24年度使用教科書における「薬害」に関する記載状況

学校種	教科・種目		点数	
中学校	社会科（公民的分野）		5点／7点	
	保健体育		2点／4点	
高等学校	公民科	現代社会	平成24年度	13点／16点
			（25年度見本）	12点／12点
		政治・経済	平成24年度	15点／15点
			（25年度見本）	1点／1点
	保健体育科	平成24年度	4点／4点	
		（25年度見本）	3点／3点	

※年表等に事件の記載があるだけのものも含む。

子どもと社会の架け橋となるポータルサイト①

子どもと社会を結ぶ文部科学省の特設サイト

🎉 Grand Open!



「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」

どの企業に問い合わせれば、出前授業などを派遣してもらえるの？

小・中・高等学校と地域・社会や産業界の架け橋となるマッチングサイトです。

どうすれば自分たちのプログラムを学校で活用してもらえるの？

皆様のご支援やご要望を登録してください



<http://kakehashi.mext.go.jp>

このサイトについて

子どもたちが学校での学びを社会生活等と関連付けて捉え、その意義を理解して、意欲をもって学習に取り組むことができるようになるためには、学校が、学校の外にある教育資源、すなわち地域・社会や産業界等と連携した教育活動を充実させていくことが重要です。

地域・社会や産業界等には、教育資源となるプログラムを持った団体や人材が数多く存在しています。また、そのような教育資源を活用している学校も数多くありますが、更に活用したいと願っている学校や、また、活用しきれていない学校も数多く存在しています。

こうした学校と地域・社会や産業界等との連携については、例えば、職場体験活動や就業体験活動に見られるように、学校からは「受入先の確保が困難」、企業からは「支援の要望がない」ということが多く挙げられているなど、その両者の調整に課題がある場合が多く見られます。

このため、学校と地域・社会や産業界等を結びつけ、より数多くの学校で、学校と地域・社会や産業界等とが連携・協働した教育活動が行われるようにするため、「地域・社会や産業界等が提供できる支援」と「学校側が望む支援」をそれぞれ書き込むことができ、相互に閲覧し、連絡を取ることを可能にする本ポータルサイトを開設いたしました。

地域・社会や産業界等の皆様におかれては、本サイトを活用し、教育活動へのより一層の御協力をお願いいたしますとともに、学校関係者の皆様にはおかれては、学校外の教育資源を活用した教育活動のより一層の推進をお願いいたします。

子どもと社会の架け橋となるポータルサイト③

● 支援の実現までの流れ ●

※学校（支援の要請側）からの例を図示していますが、支援の提案側からも同様の流れとなっています。

「支援の提案情報一覧」を見る

「支援の提案情報一覧」の「検索」機能を利用して、希望の内容にあった支援の提案を見つけましょう。

希望の内容にあった
提案が見つかった

希望する提案が
見つからなかった

提案者へ直接連絡をする

本サイトのメール機能を活用したり、また、「支援の提案情報一覧」に記載されている電話番号を用いるなどして、支援の提案者と直接、連絡をとりましょう。

「支援の要請」を登録をする

「支援の要請情報入力フォーム」から登録をしましょう。要請内容はできる限り詳しく記載しましょう。

「提案」の連絡を待つ

提案情報は日々更新されますので、待っている間も、こまめにサイトをチェックしましょう。

支援の提案者から
連絡がくる

支援の内容について確認、交渉する

支援の実現！



「支援の提案」の登録情報

<「支援の提案」情報>

対象とする校種・学年
(複数選択可)

- 小学校
 - 1年生 2年生 3年生
 - 4年生 5年生 6年生
- 中学校
 - 1年生 2年生 3年生
- 高等学校
 - 1年生 2年生 3年生
- 特別支援学校(小学部)
 - 1年生 2年生 3年生
 - 4年生 5年生 6年生
- 特別支援学校(中学部)
 - 1年生 2年生 3年生
- 特別支援学校(高等部)
 - 1年生 2年生 3年生

※中等教育学校については、中学校の学年次と高等学校の学年次にそれぞれ読み替えて入力してください。

対象エリア [▶エリアを選ぶ](#)
(複数選択可)

対象時期(複数選択可)

- 4月 5月 6月 7月
- 8月 9月 10月 11月
- 12月 1月 2月 3月

「支援の提案」の内容
(複数選択可)

- 学校内での教育活動への指導支援
(各教科等への出前授業、社会人講話等への講師派遣を含む)
- 社会科見学・職場見学の受入
- 職場体験・インターンシップの受入
- 学校外における教育活動の提供・受入
(社会科見学・職場見学、職場体験・インターンシップの受入以外)
- 部活動への指導支援
- 放課後補習授業等への指導支援
- 図書・教材等の無償提供
- 図書・教材等以外の物品の無償提供
- 学校の教職員への研修、指導用資料の提供
- 学校から学校、学校から地域、社会、産業界等への支援
- その他

画像 有り こだわらない

国が設置する機関からの教育関係の取組に対する受賞歴(大臣表彰等)

有り こだわらない

基本情報

対象とする校種・学年

- 中学校 3年生
- 高等学校 1、2、3年生
- 特別支援学校(中学部) 3年生
- 特別支援学校(高等部) 1、2、3年生

対象エリア

- 北海道 札幌市、空知、石狩、後志、胆振、日高、渡島、檜山、上川、留萌、宗谷、オホーツク、十根室
- 青森県 東青、西北、中南、上北、下北、三八
- 岩手県 盛岡、中部、県南、沿岸南部、宮古、県北
- 宮城県 仙台市、大原、北部、北部(栗原地域)、東部、東部(登米地域)、南三陸
- 秋田県 北、北(鹿角)、北(山本)、中央、中央(由利)、南、南(仙北)、南(雄勝)
- 山形県 村山、最上、置賜、庄内
- 福島県 県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき
- 新潟県 新潟市、上越、中越、下越
- 富山県 東部、西部
- 石川県 小松、金沢、中能登、奥能登
- 福井県 嶺南、嶺北
- 山梨県 中北、峡東、峡南、富士・東部
- 長野県 東信、南信、南信(飯田)、中信、北信
- 茨城県 水戸、県北、鹿行、県南、県西
- 栃木県 河内、上都賀、芳賀、下都賀、塩谷南那須、那須、安足
- 群馬県 中部、西部、吾妻、利根、東部
- 埼玉県 さいたま市、南部、西部、北部、北部(秩父)、東部
- 千葉県 千葉市、葛南、東葛飾、北総、東上、南房総
- 東京都 23区、多摩、大島、三宅、八丈
- 神奈川県 横浜市、川崎市、相模原市、湘南三浦、中、足柄上、足柄下、県央
- 岐阜県 岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨
- 静岡県 静岡市、浜松市、静東、静西
- 愛知県 名古屋、尾張、海部、知多、西三河、東三河、東三河(新城設楽)
- 三重県 北勢、中勢、伊賀・名張、南勢、志摩、東紀州
- 滋賀県 湖西、湖南、甲賀、湖東、湖北
- 京都府 京都市、乙訓、山城、南丹、中丹、丹後
- 大阪府 大阪市、堺市、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南
- 兵庫県 神戸市、阪神、播磨東、播磨西、但馬、丹波、淡路
- 奈良県 北部、中部、南部、東部
- 和歌山県 紀北、紀中、西牟婁、東牟婁
- 鳥取県 東部、中部、西部
- 島根県 松江、出雲、浜田、益田、隠岐
- 岡山県 岡山市、岡山、津山
- 広島県 広島市、西部、西部(芸北)、東部、北部
- 山口県 岩国、柳井、周南、防府、厚狭、下関、萩
- 徳島県 東部(徳島など)、西部(美馬・三好など)、南部(小松島・阿南など)、北部(阿波・鳴門など)
- 香川県 東部、東部(小豆)、西部
- 愛媛県 中予、東予、南予
- 高知県 東部、中部、西部
- 福岡県 福岡市、北九州市、福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊、京筑
- 佐賀県 佐城、三神、東松浦、杵西、藤津
- 長崎県 県南(長崎市など)、県北(佐世保市など)、県央(諫早市・島原市など)、対馬、壱岐、五
- 熊本県 宇城、玉名、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、芦北、球磨、天草
- 大分県 中津、別府、大分、佐伯、竹田、日田
- 宮崎県 中部、南部、北部
- 鹿児島県 北薩、姶良・伊佐、鹿児島、南薩、大隅、熊毛、大島
- 沖縄県 国頭、中頭、那覇、島尻、宮古、八重山

対象時期

- 4、5、6、7、8、9、10、11、12、1、2、3月

「支援の提案」の内容

図書・教材等の無償提供

掲載期限の有無

無し

詳細情報

具体的な「支援の提案」の内容

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象とした薬害を学ぶための教材「だるう」を作成しました。本教材は、「薬害」と呼ばれている医薬品等による健康被害を知るとともに、生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起らない社会の仕組みを考えることを目的とするもので、主に社会科(公民的分野)や保健体育で活用されることを想定成23年5月及び24年3月に全国の中学校に配布しています。
※中学校学習指導要領(平成20年3月28日公示)において、社会科(公民的分野)の「国民の役割」、保健体育(保健分野)の「医薬品の適正使用」等が関連する内容となっています

厚生労働省の以下のサイトから、中学校に配布した教材がダウンロードできるようになっています

この条件で検索する

非ご活用下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

学校に対する支援実績

・平成23年5～6月 平成23年度の中学3年生全員を対象に全国の中学校に配布
 ・平成24年3月 平成24年度の中学3年生全員を対象に全国の中学校に配布

備考
 画像



プロフィール情報

団体名	厚生労働省
担当部署	医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
担当者名	信沢正和
担当者名(ヨミガナ)	ノブサワ マサカズ
企業のHPのURL	http://www.mhlw.go.jp/
郵便番号	100-8916
都道府県	東京都
住所	千代田区霞が関1-2-2
ビル・マンション・アパート名 部屋番号など	
電話番号	03-5253-1111
内線番号	2717
FAX番号	03-3501-2052
国が設置する機関からの 教育関係の取組に対する 受賞歴(大臣表彰等)	

メールする

マイセレクトに登録する

» 検索!

薬害教育教材に関するアンケート調査結果について(概要)

1 目的

中学3年生を対象とした薬害教育教材「薬害って何だろう？」について、教材のより有効な活用方法等の検討につなげるため、教育現場における使用状況、問題点等を把握する。

2 調査対象

全国の中学校 (11, 170 か所)

3 調査内容

- (1) 使用状況 (教科、使用時期)
- (2) 教材のわかりやすさ
- (3) 教材を授業で使用するに当たっての問題点や、改善が必要な点

4 調査方法

以下の手順により、事務局において調査を実施。

- ① 平成 24 年度分の教材の発送時にアンケートはがきを同梱し、中学校において必要事項を記載するよう依頼。
- ② 中学校から事務局あてに返送。

(調査票の配布：平成 24 年 3 月 23 日、返送期限：同 4 月 13 日)

5 調査結果の概要

- (1) 回収率 21.9% (2, 448 か所)
- (2) 結果の概要 別紙のとおり。

調査結果の概要

(1)調査結果一覧

	質問内容	主な結果	合計
問1	使用状況	①授業で使用した:465 (19.0%) ②配布のみ:1,696 (69.3%) ③配布していない:271 (11.1%)	2,448
	(1)教科	①社会科:181 (38.9%) ②保健体育科:223 (48.0%) ③その他:67 (14.4%) (※複数回答あり)	465
	(2)使用時期	①23年度1学期:130 (28.0%) ②23年度2学期:203 (43.7%) ③23年度3学期:95 (20.4%) ④24年度(4、5月):15 (3.2%)	465
問2	わかりやすさ	①全体にわかりやすい:1,681 (68.7%) ②わかりにくい部分がある:368 (14.6%)	2,448
	わかりにくいと思った理由 (自由記述)	「聞きなれない語句(病名)や専門用語」93件 「特別支援学校のため」49件 「中学生には難しい内容」31件 「文字が多すぎる・文章が長すぎる」24件 「情報量が多すぎる」22件 ほか ※ 詳細については、(2)を参照	390
問3	問題となった点や改善が必要な点 (自由記述)	「時間に余裕がない」78件 「送付に問題」61件 「視覚効果について工夫が必要」47件 「授業の位置づけが難しい」38件 「教える側の態勢を整えることが必要」30件 ほか ※ 詳細については、(3)を参照	535

(2) わかりにくいと思った部分や、その理由

自由記述〈回答者数:390名〉

わかりにくいと思った部分やその理由	件数
聞きなれない語句(病名)や専門用語	93
特別支援学校の為	49
中学生には難しい内容	31
文字が多すぎる・文章が長すぎる	24
情報量が多すぎる	22
構成(レイアウト)が悪い	17
全体に難しい	16
イラスト・図表での説明や写真が欲しい	15
責任の所在、原因の部分が理解しにくい	15
教科書の範囲外なのでどの教科で使用したらよいか難しい	12
身近な問題でない	11
基礎知識がないので難しい	11
ポイントが明確でない	8
文字が細かすぎる	6
教える側に知識がないので難しい	4
学校独自の問題	4
その他(少数意見)	55
わかりやすい	25

(※主な記述)

➤ 聞きなれない語句(病名)や専門用語: 93件

- ・ いろいろな病気の名前が出てくるが、具体的な説明が難しく、生徒にも理解しづらいのではと感じる。どこまで説明するのも迷うところである。
- ・ 専門用語がたくさんあり、一つ一つを説明すると時間がかかる。
- ・ 馴染みのない言葉が多いと、自分とは関係ないと感じる生徒が多い。
- ・ 関連サイトの紹介文の「ベネフィット」という薬の意味がすぐにわかる中3は少ないと思います。
- ・ 「薬害」という言葉そのものになじみがないため、DVD教材(10分ほど)などで説明があるとわかりやすくなると思う。

➤ 特別支援学校の為: 49件

- ・ 本校は特別支援学校であり、理解分野の学習もあるが、薬害までの学習ができていない状況である。
- ・ 知的障害を有する生徒自身が理解するのは難しいと思います。保護者に対する啓発には役立つと思います。

➤ 中学生には難しい内容: 31件

- ・ 中3に理解させるのは大変難しい。大人にとっては良い資料であるが。
- ・ 学校から社会科に配当されたが、内容が中3では難しく、時間も取ることができなかった。高1ぐらいで使うの

かどうか。

➤ **文字が多すぎる： 24 件**

- ・ 字が多すぎて、生徒に配布しただけならまず読まないだろう。内容の全てを授業で扱うのは無理。
- ・ 文字がギッシリ詰まっている段階で、生徒達には敬遠されるようです。

➤ **情報量が多すぎる： 22 件**

- ・ 情報は詳しいが、授業で紹介する内容はわずかなので、生徒がすべてを理解するには時間がかかる。
- ・ 生徒にとっては、いくつかの薬害被害についての情報が多すぎるように思います。1つをメインで紹介して、薬害について考えさせたほうがインパクトがあると考えます。
- ・ テーマが多すぎる。ジフテリア予防接種からヤコブ病まで幅広い薬害をどう説明するか。全てが重要な薬害であることは理解できるし、説明の上からもこれだけ広い範囲にわたっている重要性も認識できる。しかし、若い教員の中には実感が持てない者もいて、温度差が大きかった。リアルタイムで見えていなかった差も大きい。

➤ **構成(レイアウト)が悪い： 17 件**

- ・ 全体的にレイアウトがごちゃごちゃしていて読みづらい。読んでもらえないのではないかと心配している。自分の身にも起こる可能性がある問題として読んでもらえるようなインパクトある内容だとよいのでは。
- ・ 年表のところは説明のあるものとなないものがあるので、全部にどのような症状の格差が出たのか載っている方がいい。説明は横にずれている(余白の利用)ものもあるが、見にくいので年表と説明を分けるレイアウトも一つの工夫。
- ・ 結論的な部分がはっきりわからない表記、デザインで、わかりづらいと思う。
- ・ レイアウト、イラストなどが堅苦しく、生徒達にとってとっつきにくい。

➤ **全体に難しい： 16 件**

- ・ 内容が難しい(全体的に)

➤ **イラスト・図表での説明や写真が欲しい： 15 件**

- ・ 具体的に薬が示されていない(イメージする薬の袋や写真がない)。
- ・ 年表中に薬害についての解説はあるが、文章だけではわかりにくいのではないのでしょうか。どのような症状が起こるのか、画や写真を多くしたほうが良いと思います。
- ・ 難しい内容であるので、もう少し子どもの興味を引くように、字を減らしてイラストを増やしてもよいと思いました。

➤ **責任の所在、原因の部分が理解しにくい： 15 件**

- ・ 何が原因なのかわかりにくいので、二度と起こさないための学習が不十分になる。責任の所在を。
- ・ 「どうすれば薬害が起こらない社会になるだろう?」のところで、それぞれの役割はわかるが、利害関係が見えない。仕組みを考える場合、一つ一つの立場をもっと細かくわかるようにしなければ、表面上の理解で終わってしまうと思います。
- ・ 年表でジフテリアに関しては1979年和解、C型肝炎については勝訴の写真があるだけ。もっと国や製薬会社などの加害者がどう責任を取るか表記すべきではないか。

- **教科書の範囲外なのでどの教科で使用したらよいか難しい： 12 件**
 - ・ 公民的分野のどの単元での使用が効果的で相応しいかの判断が難しい。
 - ・ 教科書に載っていない薬害がたくさんあり、説明すると時間不足になりそうです。怖さだけを伝えてしまうのではないかと心配になりました。
 - ・ 教師にとっては有効な資料ではあるが、生徒が学んでいく資料としては教科書の内容で十分である。
 - ・ 教科書に沿った資料ではない。この教科書のこの単元で配布、と明記してほしい。

- **身近な問題でない： 11 件**
 - ・ 違法薬物と違い、薬物は生徒一人一人の意識でどうにかなるものではなく、行政や製薬会社が対応の多くを担っているため、どうしても生徒が身近なものとして実感を持たず、意識の高揚を図りにくい。
 - ・ 生徒が自分の生活とつながるイメージが持ちにくい。

- **基礎知識がないので難しい： 11 件**
 - ・ 生徒達の知らないことが多く、薬害についての知識がほとんどないので難しいと感じた。
 - ・ なぜ起こったのかの流れをしっかりと生徒に説明してからでないといけない。

- **ポイントが明確でない： 8 件**
 - ・ 学習のポイントが具体的な視点でなく、わかりにくい。だったらどうすればよいかかわからない。
 - ・ 中学生の今の時期に学習させる狙いがハッキリとしていない。今何を考え、考えさせるかが明確でない。

- **文字が細かすぎる： 6 件**
 - ・ 字が細かくて、生徒にはとっつきにくいかも…。

- **教える側に知識がないので難しい： 4 件**
 - ・ 教師の研修時間がなく、専門的知識・理解が不十分でした。

- **学校独自の問題： 4 件**
 - ・ 本校は学力が低いので、難読の漢字があったり、文章の理解力が低かったりしたので。

- **その他(少数意見)： 55 件**
 - ・ サリドマイドなど、昭和の事件についてはなかなかイメージがわからない。
 - ・ 良い教材だと思うが、多教科の年間指導計画がすでにできあがっているため、なかなか授業では使用できない。中学3年は進路のことでやるべきことがいっぱいなので、学校で実施している薬学講座のみで十分だと思う。
 - ・ 薬物乱用防止教室の内容がたくさんあり、薬害の話までまわらない。
 - ・ 「薬害とは…」という定義があれば、よりわかりやすいと思う。
 - ・ 社会への批判精神を過度に助長することが懸念されるため。

- **わかりやすい： 25 件**
 - ・ 「被害者の声」がわかりやすい。
 - ・ 具体的な被害者の方々の記述があってわかりやすかったし、印象を深めることができた。

(3)教材を授業で使用する場合に、問題となる(なった)点や改善が必要な点

自由記述<回答者数:535名>

問題となる(なった)点や改善が必要な点		件数
時間に余裕がない		78
送付に問題	送られてきた時期が悪い(33)	61
	部数の不足(19)	
視覚効果について工夫が必要	イラスト・写真、図表など(21)	47
	DVDなどの映像(19)	
授業の位置づけが難しい		38
教える側の態勢を整えることが必要	指導案が必要(6)	30
教科書との関連性に問題		28
特別支援学校への工夫が必要		17
内容を簡略化が必要		14
身近な問題として捉えさせる工夫が必要		12
類似する資料が多すぎる		8
配慮の問題		6
ワークシートの活用		6
その他(少数意見) 具体的な改善案・要望など		55
問題点・改善点ではない記述	今後使用する予定がある(46)	169
	わかりやすい・良い教材・役に立った(39)	
	どのように使用したか(33)	
	使用しなかった・このような教材は不要(6)	
	B5サイズにしてほしい(2)	

(※主な記述)

➤ 時間に余裕がない: 78件

- ・ 授業で扱うとしても1時間(50分)なので、それに対応する内容でないと使用しづらい。
- ・ 2ページで1時間の指導が目安と言われています。保健体育の保健学習の場合、3時間の指導時間確保は現実的に無理であると考えます。
- ・ 教科書の内容を扱うので精一杯で、時間がない。
- ・ 教科、特別活動ともに時数が限られており、割り込む時間がない。
- ・ 背景などを理解して、自分の考えを持てるようにするためには、ある程度の時間をかける必要があるが、教科書であまり扱っていない内容に時間をかける時数的な余裕があるかどうかの問題である。

➤ 送付に問題:61件

○ 送られてきた時期が悪い： 33 件/61 件中

- ・ 年度が替わるこの時期に送られてきても困る。活用してほしいのなら時期を考えるべき。
- ・ 来年度分をこのような時期に送られても、保管場所に困るし、配るのを忘れてしまう。時期を考えてほしい。
- ・ 年度末に送付されると、引き継げないことが多々ある。新年度になってから送付してほしい。
- ・ 時期的に3月に配布したのでは遅すぎる。12月頃までにはほしい。

○ 部数の不足： 19 件/61 件中

- ・ 教材が生徒数しかなかった。教職員の研修でも利用したいので職員数分もらえると有り難いです。
- ・ 予備が一部もない。転入生（震災関係、他）などがあると配布できない。学級担任分がない。

○ その他

- ・ 担任なのか、教科担任なのか、養護教諭なのか、担当者をはっきりさせて送ってもらおうと、アンケートにも答えやすい。
- ・ 一方的にリーフレットを送付する前に、必要かどうか聞いてほしい。

➤ 視覚効果について工夫が必要： 47 件

○ イラスト・写真、図表など： 21 件/47 件中

- ・ もう少しイラスト等を多用し、中学生の興味関心を引きやすいものに改善すると良い。
- ・ 中学生でもイラスト（マンガ）を多く使った方がわかりやすい。
- ・ 薬害によって生じる病気等がどんな症状なのかを具体的に示すイラスト等がほしいと思った。生徒は文字のみではイメージをしにくいいため。
- ・ 実際の肺や肝臓などの写真があると、更にわかりやすくなると思います。

○ DVD などの映像： 19 件/47 件中

- ・ DVD 化で視覚的に資料化してもらえると、また有効です。
- ・ 短学活で使用したが、DVD のようなビジュアル的なものを学校へ一枚配布したほうが効果的であると思う。

➤ 授業の位置づけが難しい： 38 件

- ・ 学習指導要領に位置付けがないこと。
- ・ どの単元での学習を望まれているのか、指導要領のどの項目の内容に合致しているのか明記していただければありがたい。
- ・ どの単元でどのように教えるのが指導者側の課題となります。
- ・ 公民分野の中にどのように組み入れてよいか、具体的な活用法がわかりません。
- ・ 中3の公民では「消費者保護」の観点で扱うことになり、「人権」については直接的なつながりはないと思われます。とすれば、「薬害」そのものについて追究する授業は、社会科では行いにくいと感じました。
- ・ 社会科よりも保健体育科で扱ったほうが有効だと思います。社会科の授業の中では入れにくいです。

➤ 教える側の態勢を整えることが必要： 30 件

○ 指導案が必要： 6 件/30 件中

- ・ 簡単な指導案がついていると、担任も話をしやすくなる。
- ・ 教師用解説書か DVD などがあれば伝えやすい。

○ その他

- ・ 道徳などでこれに基づいて講師を招いて講演をしようと計画したが、適切な人が見当たらないので断念（教師の指導では説得力を欠くので）。
 - ・ 年々、教師がおいつけないほど薬物については進んでいるので、教える側の研修の必要性を感じます。
 - ・ できれば講師がいると良い。
 - ・ 薬＝こわいと感じ、適切に使用されるべきところを自己の判断で勝手に使用をやめてしまい、被害が大きくなってしまおうということにならない指導が必要と思う。
- **教科書との関連性に問題： 28 件**
- ・ 教科書等の内容と関連させて指導するため、どの分野と関連させたらよいなどの使用例を示していただくと、より効果的だと思います。
 - ・ 教科書との関連がより明瞭だと、どこでどう取り組むかの見通しも持てます。
 - ・ 授業時数の確保が難しいなか、教科書（保健分野の）の単元にない内容を扱うのが難しい。
 - ・ 教科書の副教材としては少し内容の幅が広いので使用する内容が少なくなってしまう。
- **特別支援学校への工夫が必要： 17 件**
- ・ 病弱な生徒は投薬が欠かせない場合が多く、本教材を扱うことで不安をあおることもあるために慎重になった。特別支援学校に通う生徒へは、取り組みの是非が難しい。
 - ・ 知的障害のある生徒にも理解できるものを作っていただければ活用できるのですが。
- **内容の簡略化が必要： 14 件**
- ・ 情報量が多いので内容を絞り、冊子ではなくパンフレットやチラシのような形式でよい。
 - ・ 平易な表現、学習者の視点に立った内容構成にしなければ、活用はされにくいと感じます。
- **身近な問題として捉えさせる工夫が必要： 12 件**
- ・ 興味の対象が自分達であり、このような悲劇があったことを説明しても、興味を持たないことが多い。
 - ・ 生徒自身がもう少し身近に考えられるような資料となれば助かります。
- **類似する資料が多すぎる： 8 件**
- ・ 薬害に限らずさまざまなパンフレットが送られてくるが、消化しきれず配布するのみになっている。
 - ・ 分野が異なる同じようなものが年間 50 以上来ています。
- **配慮の問題： 6 件**
- ・ 健康上、不安のある生徒への配慮。
 - ・ 保護者配布とし、家庭での理解啓発資料とした。苦情はないが、児童・生徒の実態にあっていないと感じている保護者が多い。
 - ・ 生徒の保護者などが実際に薬害の被害者などになっているのかなど、事前に調査するのが不可能である。
 - ・ 年間の人権学習計画に入っていないので、配布できませんでした。配布のみだと差別意識につながりそうだという判断のため、配布しませんでした。

➤ **ワークシートの活用： 6 件**

- ・ 教材として使用できるものにするには、ワークシートのように記入できる部分もあると良い。
- ・ 学習のポイントという項目がいくつかありますが、ワークシート形式など、実際に記入できる欄があり、鉛筆でも記入しやすい紙質だと便利です。

➤ **その他(少数意見) 具体的な改善案・要望など： 55 件**

- ・ 情報量が多いと焦点化されないので、サリドマイドと薬害エイズ（血液製剤）に絞ってみてはどうでしょうか。
- ・ 薬害の事例をもとに新聞の切り抜きなどがあると、社会科の授業でも活用しやすいのでは。
- ・ クイズを取り入れれば、子どもも興味を増す。
- ・ もう少し裁判の様子（概略）など、国の対応について示されていけばよいのでは。
- ・ 物語のような形式も良いと思います。
- ・ 客観的な記述を心掛けられているのだと思いますが、例えば心情に訴える道徳的資料にするか、詳しい経緯を書いた社会的資料にするか、どちらかにしたほうが良いかなと思います。
- ・ もっと薬害による被害者の差別問題に関して、重点的に取り上げると良い。
- ・ 薬害について、厚生労働省はどのような取り組みをしているのか。この資料をどのような願いを持って作っているのかも書いてあると良いと思う。
- ・ 国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる視点をさらに取り入れてほしい。
- ・ どのような被害を生むのか、その有様をよくわかるような資料を載せてほしい。また、どのような経緯をもって被害者になってしまったのか、その後どのように人権を回復していったのか、資料としてふさわしいものを考えてほしいです。
- ・ まず「薬と私達」みたいなコーナーを設けてほしい。大人ならよいが、中学生向けには難し過ぎるので、中学生が興味を示さない。
- ・ 今は脱法ハーブのことや予防接種と食品の組み合わせの授業も入っているので、その内容もプラスしていただけるとありがたいです。

➤ **問題点や改善点ではない記述： 169 件**

○ **今後使用する予定がある： 46 件/169 件中**

- ・ 授業として使う前に配布してしまったので深めることができませんでした。今年は計画的に教材として活用させていただきたいと思います。
- ・ 保健関係（性感感染症）の講演を6月頃行います。その時の資料として配付したいと思います。医師にも連絡して活用したいと思います。
- ・ 社会の授業でふれてもらう予定。ハンセン病ともども、知識として伝えたい。

○ **わかりやすい・良い教材・役に立った： 39 件/169 件中**

- ・ 学習のポイントがあって、非常に使いやすい（生徒にとって）。
- ・ 保健体育の授業でも行い、その後、特活の授業で薬物乱用防止教室も行い、より詳しく専門職員の論話につなげたのはよかったです。
- ・ 被害者の声や薬害の歴史、理由が詳しく書かれていて、生徒が薬害について学びやすい教材であると感じました。
- ・ このような資料は補助資料として活用でき、大変有益です。ありがとうございます。

○ **どのように使用したか： 33 件/169 件中**

- ・ 中3 LHR で学年全体として薬害問題を学びます。ホールで警察の方の説明も受けます。その準備用教材として配布しました。
- ・ 本校では2年生で薬物乱用防止教室を外部講師を招き実施。その時の資料として使用。
- ・ 基本的人権の「救済を求める権利（請求権）」での導入で活用させていただきました。薬害エイズ裁判など生徒の関心が高い。
- ・ 公民の「新しい人権」のまとめとして授業中に読ませました。世の中のことを知るという意味で、大変良いと思います。
- ・ 保健授業の薬物のところで補助教材として使用しました。
- ・ 薬害エイズ、ハンセン病、人権などを関係づけて、学活時に配布して、担任が指導した。
- ・ 薬物乱用防止教育の一環として指導の終わりに配布しました。

○ 使用しなかった・このような教材は不要： 6件/169件中

- ・ 別資料を使い、地元警察生活安全課の指導を受けたため、特に必要としませんでした。
- ・ これをあえて全国的に配布するのは、今の財政状況を考えるならば中止すべきと思われる。

○ B5サイズにしてほしい： 2件/169件中

- ・ 生徒がノートとして使用しているB5サイズであれば活用しやすい。

○ その他

- ・ 生徒自身が読むか、家庭へ持ち帰り、家族も見るかは非常に疑問です。
- ・ 被害者の声を知ること、生徒の興味・関心が高まり、効果があると感じています。

薬害教育教材の活用方法等について（案）

（1） 発送時期等の見直し

- ・ これまで、平成23年度分は同年5月に、平成24年度分は同年3月に発送。これに対して、「薬害教育教材に関するアンケート調査」では、教材の使用に関する問題点として、送付時期に関する意見が多数寄せられた（33件）。

（例）年度が替わる慌ただしい時期に送られてきても取扱いが困難であるため、送付時期を考慮して欲しい 等

- ・ このため、平成25年度配布分については、年間指導計画の作成時期等を踏まえ、なるべく早期に（25年2月メド）送付することとする。
併せて、部数の不足に関する意見（19件）があることを踏まえ、新年度の生徒数の変更も見込んで発送部数を増加させる。

（2） 「活用の手引」の作成等

- ・ 同アンケートにおいて、「授業の位置付けが難しい（38件）」「教科書との関連性に問題（28件）」といった意見が寄せられたことから、現場の教師等への参考として「活用の手引」（案は別添のとおり）を作成し、教材発送時に併せて配布する。
- ・ 「活用の手引」と併せて、現在厚生労働省ホームページに掲載しているワークシート（立命館宇治中学校の例を元に作成したもの）を配布する。
- ・ 「活用の手引」については、現場の声なども踏まえつつ、来年度以降も適宜見直しを行っていく。

（3） 教材活用等に関する好事例の収集

- ・ 教材の配布時に、各学校等での教材活用の好事例について随時情報提供していただくよう、併せて依頼する。
- ・ 収集した好事例については、随時、厚生労働省のホームページへの掲載、検討会での報告等を行う。

薬害教育教材の活用の手引【平成 25 年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象とした薬害を学ぶための教材「薬害って何だろう？」を作成し、平成23年度より全国の中学校に配布しています。本教材は、「薬害」と呼ばれている医薬品等による健康被害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的とするものであり、その趣旨をご了知の上、授業等において本教材をご活用いただきますようお願いいたします。

本教材の活用に当たっては、以下の事項にご留意下さい。

(1) 学習指導要領等における関連内容について

中学校学習指導要領及びその解説においては、社会科（公民的分野）の「消費者の保護」や保健体育（保健分野）の「医薬品の適正使用」等が関連する項目と考えられますので（別紙参照）、授業等でこれらの内容を取り扱う際等に、本教材を併せてご活用下さい。なお、新しい高等学校学習指導要領解説公民編においては、「消費者に関する問題」の中で、「例えば製品事故、薬害問題などを扱」うこととされています。

(2) 教材の活用事例について

本教材については、各校の創意工夫によりご活用下さい。なお、活用事例を以下の厚生労働省のホームページに掲載していますので、ご参考下さい。（当該ホームページに掲載しているワークシートを、教材及びこの手引と併せて配布しています。）

<厚生労働省ホームページ「薬害って何だろう？」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※ このホームページから、本教材をダウンロードできます。

また、本教材の授業等における活用方法を、今後ともホームページ等を通じて周知することとしておりますので、参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時情報提供いただきますようお願いいたします（様式自由）。（内容に応じて、ホームページへの掲載等させていただきます。）

【参考】

文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)においても、本件が掲載されています。

<連絡先>

厚生労働省医薬食品局総務課 医薬品副作用被害対策室

電話：03-5253-1111（内線 2717）

直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

学習指導要領等における関連内容について

中学校学習指導要領 (抜粋) (平成20年3月28日公示)

※ 平成24年4月から完全実施（一部科目については先行実施）。

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容（公民的分野）

2 内容

(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容（保健分野）

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。

中学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成20年7月公表)

社会編 第2章 社会科の目標及び内容

第2節 各分野の目標及び内容（公民的分野）

2 内容、(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

「消費者の保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」（内容の取扱い）こととしている。ここでは、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させることを意味している。

保健体育編 第2章 保健体育科の目標及び内容

第2 各分野の目標及び内容（保健分野）

2 内容、(4) 健康な生活と疾病の予防

オ 保健・医療機関や医薬品の有効利用

地域には、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健所、保健センター、医療機関などがあることを理解できるようにする。健康の保持増進と疾病の予防には、各機関がもつ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。また、医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

高等学校学習指導要領 (抜粋) (平成21年3月9日公示)

※ 平成25年4月入学者から年次進行で完全実施 (一部科目については平成24年入学者から先行実施)。

第3節 公民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。また、「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、公害の防止と環境保全、消費者に関する問題などについても触れること。

第3節 公民

第3 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。また、医薬品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。

高等学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成21年12月公表)

公民編 第2章 各科目

第1節 現代社会

2 内容

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

また、「消費者に関する問題」(内容の取扱い)については、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させることが必要である。消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。その際、例えば、高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させることが大切である。また、例えば製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。

公民編 第2章 各科目

第3節 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

「消費者に関する問題」(内容の取扱い)については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。また、例えば、製品事故、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする。

保健体育編 第2章 各科目第2節

第2節 保健

3 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

また、医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があること、承認制度により有効性や安全性が審査されていること、及び販売に規制があることを理解できるようにする。疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。その際、副作用については、予期できるものと、予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。

※ 高等学校学習指導要領解説において、初めて「薬害問題」と明記された。

「薬害に関する資料収集・公開等の仕組み」が持つべき機能について
(これまでの議論の整理) (改訂)

平成24年10月3日

- 「薬害に関する資料収集・公開等の仕組み」が持つべき機能として、構成員からこれまでに出された意見を整理すると、おおむね以下のとおり。

機能1 薬害に関する既存資料を収集・保存すること

機能2 薬害に関する資料を参照・閲覧できるようにすること

機能3 薬害を伝えるための資料を作成すること

機能4 薬害に関する啓発・教育を進めること

(a) 国民一般向け

(b) 特定の対象者向け

機能5 薬害に関する研究を行うこと

- それぞれの機能について、具体的なイメージを同様に整理すると、別紙のとおり。

(別紙)

機能1 薬害に関する既存資料を収集・保存すること

(具体的なイメージ)

① 収集の目的

- ・ 薬害に関する啓発・教育・研究等に活用する
- ・ 薬害に関する歴史的資料の散逸を防止する

② 収集する資料

- ・ 被害者団体等が保有する資料
- ・ 製薬企業・行政機関が発信した資料
- ・ 学会で発表された研究
- ・ 薬害に関する報道映像
- ・ 薬害に関する書籍（特に廃刊になったもの） 等

③ 課題

- ・ 薬害に関する資料といっても、個人情報や、各団体・個人が独自に保有を希望する資料などがあり、必ずしも資料を集中的・網羅的に収集できるわけではない。

<参考：検討会での議論>

【収集の目的】

- ・ それぞれの被害者の団体の方々が一生懸命お集めになった貴重な資料が散逸しないということも、どこかで考えておかなければいけないのかなと。それを活用するときに、例えば今、矢倉委員がおっしゃっていたんですが、大学でも今は薬害の教育を特に薬学部は熱心にやっています、被害者の方に直接的なお話をいただくということもやっているんですが、調べ学習みたいなものは大学もやりますので、そのときにバーチャルな形で結構なんですけれども、こうした貴重な資料を調べるところができるというのは学生にとっても、それから、教える私たちにとっても非常に利活用になるのかなと思っています。(望月構成員、第7回検討会)
- ・ 例えば、京都のジフテリア事件とかソリブジンとか、要するに、薬害によって資料を収集するマンパワーがないところとあるところがあるんですね。これを補って薬害全体をパースペクティブにやるとなると、それなりのマンパワーが要ということなんです。だから、そういう意味で言うと今回の資料館という検討は、まさに被害者の今までの悲願というか夢ですね。ここを実現する足がかりをつくりたいという思いです。(花井構成員、第7回検討会)
- ・ 「なぜそれが起こったのか」は、先ほど検証できているものがなかなかないというお話をされていたのですが、それをたどれるような形の情報をいろいろな角度から集める必要があつて、それはもしかしたら、既に薬害の団体の方々がお持ちなのかもしれないのですが、これは、私がよく理解していないところですが、そういう意味でいろいろな方面からの情報を集めていくことが多分そのことにつながるのではないかなと思っています。(望月構成員、第8回検討会)

- ・ 事務当局から、どういう目的とか理念とかということを整理した方がいいという話ですけれども、そこはなかなか絞り切れないと思うのです。…ただ、このまま眠らせてしまうのではなく、せっかくの提案について、それを準備としてどういう形ができるのかということを進めていくことは一つ大事なのではないかと思います。

そうしませんと、これまでのサリドマイドとか、スモンとか、そういった薬害の人たちの実際の生きている方たちが高齢化を迎えていく中で、そういう資料館ができた時点で、結局は、それは過去のものになってしまうという形では、私たちとしては許せないなと思いますので、そこを散逸する恐れがある資料とかそういうのも、ある程度公的な問題としてきちんと保管していく義務は薬害の問題としてはあるのではないかと思いますので、それを当面すぐに大きな器とかという話にはならないと思いますけれども、その準備段階としての何か対策は早急にしないと、結局はだんだん期間のスペンが限られているので、それを是非考えていただきたいと思っています。(大平構成員、第8回検討会)

【収集する資料】

- ・ 私は、今までの議論の中で、資料館に設置する資料は被害者の方々がお集めになられた資料というイメージをすごく強く持っていたのですが、それだけではない範囲まで含めてすべて集める必要があるのではないかと、その中からいろいろな研究もしていけるのかなと思いました。…私が医療現場で働いている時代に、今現在問題となっているいろいろな薬害、C型肝炎の薬害も、HIVのことも、医療現場にいるときにその兆しから、それが最終的にどういう決着を迎えるかというところをずっと見ることができてきました。ですけれども、将来そうした経験者がいなくなったとき、医療現場に立つ人たちにそれを将来どういう形で残していけるのかというところが大切だろうと思いました。

…どこまでどういう情報が残っているのかわからないのが1つと、個人の情報みたいなところは多分集められないだろうというのがあると思うのですね。例えば、多分これは被害者の方々も収集されていると思うのですが、製薬企業とか行政が、どの時点でどういう情報を発信したのか。…あと、学会とかで発表になったものが必ずしもうまく収集できていない場合もあると思うのです。そういうたぐいのものも集められるのでしたら集められたらいいのかなとは思っています。(望月構成員、第8回検討会)

- ・ 私の居住地での社会科の先生と…いろいろ意見交換をしたのです。その中で、授業をする上で映像が欲しいということをおっしゃいました。今のこの項目で言いますと、私は法律的理解が余りないので無謀かもしれませんが、放送局が持っている報道に使った映像、その他、番組もあると思います。それをストレートに使えるかどうかは慎重な検討は要りますけれども、何か教育目的のために使うということで、そういった放送局などに対してお願いをして、映像を提供いただくような、そういうことは考えられないのかなと思っています。(栗原構成員、第8回検討会)
- ・ 1つは、この資料に基づいて過去の薬害の歴史から教訓を学びとるための基礎的なものを固めておくということがあると思うのです。研究をするにせよ、いろいろなことに使うにせよ、それにアクセスできる体制が必要であるということですが、1つ申し上げておきたいのは、ここに、いろいろな団

体に資料はある。それはそれでひとまずいいとして、例えば文献などでも、薬害関連はほとんど廃刊になっているものが多いですね。これを、今だったらネットがありますので、中古市場で集めれば、たまに個人売買者から僕もマニアックに買い集めたりしているのですが、そういった失われる文献をまずかき集める作業と。…失われる文献を、団体から提供してもらう分には、最後まで団体が保管しているのですから、そんなに急がなくても大丈夫ですが、市場にあって、失われつつあるものについて集める作業を何か前倒しでできないのかなというふうなことを今思います。だから、失われていくものについて、ちょっと急ぐものについて、ある程度何かの対策を検討していただきたいなと思います。(花井構成員、第9回検討会)

- ・ いろいろなステークホルダーというか、被害者の方、マスメディアの方、あるいは医療者の方、御家族の方、そういう方々からのできるだけバランスよく資料を集めておくということも多分必要なかなということです。(望月構成員、第10回検討会)

【課題】

- ・ ある程度薬害という全体の中で資料を集積する方向と、個々の薬害が被害救済活動として活動するのと並行して集まる資料というのは分けないと、全部をそこに移管するというのは多分難しいと思います。ただ、スモンとか大分過去の歴史になって、抱えておくのが結構大変だと。大阪スモンなどもうち方で残っているけれどもという相談があるんですが、うちもそれを抱えてどうするかとかいろいろあって、そういうものを受け皿としてどこかで持ってくると、非常にうれしいと思います。(花井構成員、第7回検討会)
- ・ 資料館ができたとき、これは何割ぐらい資料館の方に持っていくことができますかというようなお話をちょっと質問させていただいたら、思い入れが強く、やっぱりこれは置いておきたいというようなものも結構おありになるということであれば、そういったものをPDFか何かに落として、別な形で資料館に保管するしかないのかなと。…そういう手段をとらないと、各団体の皆さんから集めるにしても、なかなかそういった資料が集まってこないのではないかなという危惧と申しますか、心配をちょっとした感が今日の訪問でございました。(河野構成員、第8回検討会)
- ・ 機能としてどういう機能を持たせるかとか、それから、本当に実現可能なかどうか、そういう規模的なものとか、また、運営の問題とか、…もう少し詳細な議論をきちんと煮詰めて、それに沿った形で皆さんのいろいろなコンセンサスで提供してもらえるものがそこに必然的に集まってくるだろうと私は理解しました。(大平構成員、第9回検討会)
- ・ 一般の人たちが薬害についてどういうことに関心があつて、知りたいのかというところを、もう少し前もって私たちの検討会ですとか、そういうところできちんと調べておく必要があるのかというふうには感じました。(大平構成員、第10回検討会)

機能2 薬害に関する資料を参照・閲覧できるようにすること

(具体的なイメージ)

① 目的

薬害に関する啓発・教育等に活用できるようにする

② 参照・閲覧の方法

- ・ 各資料の資料名や、所在場所等を（インターネット等で）検索できるようにする
- ・ インターネット上の関連情報サイトをまとめて情報提供する

③ 課題

- ・ 情報のメンテナンスやアップデート等、継続性に配慮する必要がある。

〈参考：検討会での議論〉

【資料の参照・閲覧方法】

- ・ 資料がうまく利用されるようにしていくには、やはりインデキシングとかきちんとしていかないと使えないと思うんです。そこにあっても、その中のコンテンツにどんなことが書いてあるかという…キーワード検索ができるほどのインデキシングができるかどうかはわからないんですが、お金と人手がすごく必要だと思いますので。ただ、せめて資料のタイトルと、どこの資料館にそれが存在しているぐらいの整理というのは、最低限でも今回を機にさせていただけるとありがたいなと。そうすると、もっと調べたいとときとか今、栗原さんがおっしゃっていたような、関係資料開示請求があったときに集めるときにやりやすいかなと。その際に、直接最終的には資料館に行かないといけないのかもしれませんが、全体を俯瞰して、どこに何があるかがわかるようなサイトマップみたいなものがあるとありがたいと思います。(望月構成員、第7回検討会)
- ・ (薬害に関する資料に) いろいろな団体がお集めになったものにリンクを張るとい形になるのかもしれませんが、入り口が1つのところから行けるとい形をとっていただくと非常に有用なのかなと思いました。(望月構成員、第7回検討会)
- ・ どのような実施形態かということですが、先ほど申しましたウェブでいろいろな被害者団体とリンクを張ったり、薬の関係のところとリンクを張ったりして学んでもらうところを考えると、そのようにした方がよいのではないかと思います。(倉田構成員、第7回検討会)
- ・ 急ぐものとしては、早急にそういった資料等を、情報を共有できるシステムの方をまずは作り上げて、情報公開できる仕組みというものをみんなで最初につくり上げた方がいいのではないかと思うのです。(河野構成員、第10回検討会)
- ・ 今、資料を入れる施設が要るとい議論をしているのですが、何らかの資料の全体のインデックス、つまり入れるものがどれだけあるかという資料リストみたいなものを作っていき作業をしないと、どのぐらいの施設が要るかもわからないでしょうし、薬害に関する資料というのは、…例えばインタビューを行って、そういう事業的なことをしないと集められないものもあるし、現に論文とか文献とかで形としてあるものがある。そういうものを調査してリストアップしていくという作業はと

でも大変な作業だと思うのです。こういったものに着手することを何らかの形で検討していただけないか。(花井構成員、第10回検討会)

【課題】

- ・ 情報のメンテナンスやアップデートをどう考えるか。これは運営の仕方やコストの面もかわりますので、どんな形でやっていけるかは今は意見を持っていないんですが、そこをある程度視野に入れながら、最初にドンとすばらしいものはつくったけれども、その後続かないということにならないようなことは配慮していかなければいけないのかなと思いました。(望月構成員、第7回検討会)
- ・ 過去に起きた薬害のデータは整理して、使いやすいように加工や整理できるとよいと思いますが、そういう作業は手間がかかり、検討事項の最後の5番にもあるように、議論していく中で結局、予算をどうするのという議論の中でこの事業そのものが消えないでほしいというか、消さないでほしい。…だから、無理のないレベルで情報を残す、蓄積していくということを少し考えた方がいいかなと思います。(高橋寛構成員、第7回検討会)

機能3 薬害を伝えるための資料を作成すること

(具体的なイメージ)

① 目的

- ・ 被害者の生の声を後の世代に伝える
- ・ 薬害に関する啓発・教育等に活用する

② 作成する資料

- ・ 被害者等の声の収集
- ・ 薬害に関する啓発・教育の参考資料

<参考：検討会での議論>

【被害者等の声の収集】

- ・ 文献とか知識ベースはインターネットで読めればいいなというのがあります。ですけれども、前に言ったんですが、私はそういう情報よりも、今の皆さんを残した方がいいんじゃないですかという気持ちが強いですね。…薬害が起きないような国にしたいという想いのときに、それを実行してくれるのは我々の世代ではなくて、まさに今の高校生の世代や次の世代というので中学校、小学校から薬害に関する教育をしたいというのが多分あると思うんですよ。だから、結果が出るのは10年後、20年後。そのときに私たちはいないかもしれないんですよ。だから、もし残してもらえるのであれば、皆さんの声とか気持ちというのがあるまま残せるようなものが、その後のモチベーションにつながるのかなと思います。(高橋寛構成員、第7回検討会)
- ・ 今、被害者の皆さんのお話を聞いていて、その思いを伝える仕組みとか、記録を残すとか、それを記憶にして残しておくとかというのは、…非常に重要だなと。そこへ行くことによって自分が気づくことがありますので。(河野構成員、第8回検討会)
- ・ 薬害のことは、この副読本が非常に立派に構成されていますけれども、被害者の実際の声は、本当はこんなことで死にたくないんだよと、ずっと一生1秒たりともしびれや痛みや失明から切り離されなかったんだよという叫びが、これが薬害なんだと思うのですね。だから、それをきちんと受けとめられるような、後世にも伝えていけるような、そういうものをきちんと残していかないといけないのではないかと。これが薬害の歴史から学ぶことになるのではないかとと思うのです。(矢倉構成員、第9回検討会)
- ・ もう一つは、先ほどの被害を伝えるということですが、例えば、これは被害者一人ひとりで、許可を得た被害者の映像を撮っていくという、資料をつくる話ですね。これは、被害者はどんどん高齢化をしていく部分もありますし、それから、亡くなっていく部分もあるわけですね。ですから、時間的に余り余裕がないところは、何らかの形でそういう被害者の映像を撮りためていくというような作業は着手してほしいなど。(花井構成員、第9回検討会)
- ・ 資料は使って何ぼだ思うのですよ。使う目的で資料は生かせると思いますので、例えば提案ですけれども、資料館とかというところはその後やっていけばいいのですが、今現実問題、このパンフレ

ットを生かすという重要な使命があるように今日私は思ったのですね。ですので、これを授業に取り入れるためのビデオなり、最低限の資料を是非集めるというところから、資料の整理のとっかかりができるのではないかと今日思ったのです。

恐らく皆さんが、簡単に言うと、各団体の資料管理者の中にインデックスはあるのですよ。それをどこかにぼーんと持ってきて、もう一回インデックスをつくるといっても、多分大変な作業になると思うのですね。資料保全という意味はあるとは思いますが…。今大事なことは動かしていくことだと思うのですね。先ほど、花井さんが言っているように、前から言ったように、今の皆さんを残すことが最優先ではないかと私は思うのですね。そうしないと、気持ちといいますが、本当の声が消えてしまいそうな気がするのですよ。だから、是非、それを今残しながら活用するという動きをつくっていただければと思いました。(高橋寛構成員、第9回検討会)

- ・ 1つは、リアリティーの問題というものが、やはり社会に対して薬害の問題ということが、ただ一つの客観性を持っただけで評価されてしまうだけではなくて、当事者が存在し、そしてまた、その当事者がどういう生活をしているかどうかということもきちんと伝えられることが重要なのかというふうに思いましたので、そういった点の情報を収集する点で、JPOPの活動の問題というのが、ひとつ私たちは参考にさせていただくところがあるかと思いました。(大平構成員、第10回検討会)

【教育用参考資料の作成】

- ・ (学校教育の観点からは) 実物教材として学ぶということが一番大きいです。一次資料として保存されていたり、保管されているということでその機能が発揮されていると思うんですけども、もう一つ二次的な資料化、つまりデータ化とか図表化されたものがあって初めて子どもたちが実物を見ながら学習を深めるということに非常に役立っているというような気がします。(大杉構成員、第7回検討会)
- ・ 薬害について、特にせつかく教材用パンフレットもできたことですし、8ページだとなかなか情報として足りないということだったので、ウェブにはこれに関する追加資料や指導者が参考にする最低限必要な情報がまずはあればいいのかなと思います。(高橋寛構成員、第7回検討会)
- ・ 1つ課題があるのは、学校の先生方が資料を使ってこの方向で授業をしてくださいという形まで資料化していくか、あるいは学校の先生方が幾つかそれぞれ重点を自分で考えながら授業をしていくときには、もう少し緩やかな、1次資料に少し手を加えたグラフ化したものとか、アンケートを整理したものとか、そういうものに限るのかという問題がちょっとありますので、それらも含めて考えたときに、…資料ということの保存、散逸防止ということに非常に意味があるということでは、1次資料的なものというものが保存されて、それが公開されるということが大前提であろうと思うのです。(大杉構成員、第10回検討会)

機能4 薬害に関する啓発・教育を進めること

(具体的なイメージ)

① 目的

- ・ 薬害再発防止の啓発

② 啓発・教育の対象

(a) 国民一般向け

(b) 特定の対象者向け

- ・ (薬害教育教材を利用する) 中学生
- ・ 医療・薬学関係者
- ・ 行政・製薬企業関係者

③ 取組方法

- ・ 体験・実感の機会を提供する(映像、語り部、実物展示等)
- ・ (インターネットサイト等で)薬害に関する学習材料を提供する
- ・ 薬害に関する授業実践の集約、交流等を行う

<参考：検討会での議論>

【教育の目的・対象】

- ・ 私も医薬品とか医療の発展を願っていますので、よりよい薬をつくっていただきたい。だから、そのためにも過去に起きた薬害というのはしっかり勉強していただきたい。そのための資料館をデータやウェブで収まるだけではなく、皆さんに研究、勉強してもらいたい。日本だけではなく、全世界から見に来られるようなものをつくっていただきたいと思います。(手嶋構成員、第7回検討会)
- ・ この小冊子資料(薬害ってなんだろう?)が中学生を対象につくったということであれば、利用者を中学生に想定し、中学生が学べる、考えることができるもの、それは施設であっても、ウェブであってもどちらでも私はよろしいかと思います。この小冊子で薬害を学びながら、資料館に行って実際にどういふものか見てみようとか、ウェブがあるのだったら、ウェブでもっともっと深い内容を学ぶということもできますので、まずは最初に、利用者をどういふ方に絞るかという流れの中で機能や連携・役割も変わってくるかと思います。(河野構成員、第7回検討会)
- ・ 今、手元に我々がつくった「薬害って何だろう?」というパンフレットがあるのですが、…何をすべきかと考えたのは、子供に考えさせるのではなく、国、製薬会社、医療従事者が、本人が考えないで子供に考えさせてどうするかと私は正直言っている。

勿論、被害者の方々は本当に言葉にならないすごい苦しみを負っているわけですが、行政でも製薬会社でも、起こさずに済んだら、起こさなかったらよかったなというのは絶対あるのだと思います。私に関心があるのは、起きてしまったことだけでも、もしこういうことを知っていたら、何とか違う道を選べる可能性が高かったのではないかということはあるのではないかと。もしないのだったら、やっても意味がないですね。それは薬害の歴史とか事実かもしれないし、あるいは被害

者の本当の苦しみとかそういう姿かもしれないし。あるいは、薬害事件が起こった場合に、社会からどのような責任追及とか批判があるかとか、そういうことかもしれないし、そこが一体何が大事だろうということなしに、再発を防止しようというところでは、私の感覚では、本当にそこに届くのかなというイメージがあって、だから、最初にも申し上げたように、製薬会社にせよ、医療関係者とか、そういう学生などにしても、利用しやすいような、また、是非知ってほしいものを内容として、あるいは形態として用意するという発想が私は欲しいような気がするのです。

メッセージがないと、勿論資料自体が物を語るのですけれど、たくさんの人がそんなにどんどん来てくれるわけでもないし、明確なメッセージを特定の人たちに伝えることを考えないと効率はなかなか上がらないのではないかと。(高橋浩之構成員、第8回検討会)

【体験・実感の機会の提供】

- ・ 最初は理想的な機能として考えるのであれば、もの・手触り、子どもたちが手触りとして味わえるものを置ける場所と、ウェブ、情報です。あと文献も必要だし、そういう両方が要るんじゃないかと思います。できるかどうかは別として、機能としてはそれが理想的だと思っています。(花井構成員、第7回検討会)
- ・ 最初に和解直後に薬害エイズの資料館をつくってほしいと言ったときに、やはり参考にしたのが沖縄の戦争資料館とハンセンなんですね。分野は違うんですけども、…被害者の思いとさっき言ってくれたんですが、そこに立ったときに、薬害被害者はまず痛みなんですね。それから、喪失の悲しみ。心の痛みと体の痛みで、一人一人の命の静ひつさというのをハンセン資料館に立つと味わえるわけです。命がそこにあって、その命が笑ったり、怒ったり、薬害被害者で言えば筆舌に尽くしがたいような個人史の中にある、やはり共通するのは喪失と痛みといったものがテキストではなくて、その場に立つことによって伝わるというのがすばらしいなと思ったので、夢としてはそういうのが理想に思うわけです。(花井構成員、第7回検討会)
- ・ データベースやそういうものはウェブ上に確かにあるとは思いますが。けれども、大杉先生が言われましたように、実物の教材を目で見え触って、子どもたち、学生、今後の医療に携わる若い方々が見に来られて、一般の方も見に来られるようなものが全国的に今、散逸しているということを皆さん気にされていましたが、それをまとめて東京につくっていただくというのが本当は肝要として希望するところでございます。(手嶋構成員、第7回検討会)
- ・ 薬害研究資料館と言ったら、やはり皆さんで研修するような施設も中に組み込んでいくだろうし、ハンセンの資料館へ行ったときみたいに、直接語り部の人からお話を聴いたりしましたし。だから、そういうのも各薬害が、9薬害がありますので、人的なそういう派遣も、また、DVDも必要だと思います。そのほかにも、私の頭ではまだ発展性がないのですけれども、いろいろなことを今後討議していけるとは思うのですね。ただ資料だけをちょっと在庫で置いておくというふうな資料館ではないので、9薬害もあるので、これを後世に、そして、みんなに、子どもたちに伝えていかないといけない。みんながこの薬害を耳の片隅にでも、目で実際見て、そして、記憶の片隅にも心に残って、絶対

に恒久対策の一つとして薬害にならないようにしていかないといけないので、これは必要なことだと思うのです。(手嶋構成員、第9回検討会)

- ・ 今学校で学んでいる子どもたちが利用している資料館ということと言えますと、各地域にある歴史資料館とか博物館といったものが一番よく使われているのではないかと思います。特に、見学や総合的な学習の時間等でよく使われるんですけども、そのときに実物教材として学ぶということが一番大きいです。(大杉構成員、第7回検討会)
- ・ 資料館は本や資料も勿論あればいいのですが、そこに行くとか何か経験できるという工夫があれば面白いのかなと思います。(高橋寛構成員、第7回検討会)

【学習材料の提供】

- ・ 展示をしながら、病気について、その中での社会的ないろいろな差別も含めた、そういう歴史を学んでいくというタイプと、それから、資料を中心にして、そこでいろいろな調査もできる形で問題を認識していくタイプと2つあったような感じを受けています。(望月構成員、第8回検討会)
- ・ 啓発という、再発を防ごうという点でいくと、…全体に対して底上げしても、薬害の問題が解決とか再発しないかという、必ずしもそうではなくて、すごく関係している人、関係者といいますが、恐らく薬学研究者あるいは医療関係、行政、製薬会社とか、その他ホットな部分で、その辺りの意識が変わらなければ、中学生が幾ら勉強してもなかなかという部分もあると思います。
そう考えると、…例えば製薬会社の新入社員が研修の一環として資料館を訪れる、あるいはサイトで勉強するとか、あるいは、医学教育の中で使えるとか、そういうような、もうちょっとターゲットを絞ってホットな部分に働きかけるようなことを考えていいのではないか。(高橋浩之構成員、第8回検討会)

【薬害に関する授業実践の集約、交流】

- ・ この研究資料館の取組の一つとして、授業実践が集約されて、そこで社会科の教員が相互に議論するような場、そういう機能も欲しいなということを思っています。(栗原構成員、第8回検討会)
- ・ 今、栗原委員がおっしゃったように、皆さんがつくった教材などを活用して先生方が教える。そうすると、子供に対する教育は、保護者に今度広がっていきますし、学校において薬害を勉強しましたら、当然、その学校の周りの地域にもそういった薬害教育は広がっていくと思うのです。ですから、ああいったものを一つとらえて、契機にして、教育者に対してどう教えるかというようなことの指導もしてやっていると、薬害について関心を持って、皆さんのそういった思いがどんどん伝わっていくのではないかなと僕は思うのです。(河野構成員、第8回検討会)

機能5 薬害に関する研究を行うこと

(具体的なイメージ)

① 研究の目的

- ・ 薬害に関する啓発・教育に反映させる
- ・ 製薬企業や行政における薬害再発防止の取組に反映させる
- ・ 被害者の生命・健康をめぐる問題に貢献する

② 研究の内容

- ・ 薬害に関する事実経過を整理する
- ・ 収集した文献資料等について評価を行う
- ・ 被害者の健康問題の解明・改善
- ・ 被害者や家族の生活実態等の調査

③ 課題

- ・ 客観的な見方ができる研究内容、運営体制であることが重要。

<参考：検討会での議論>

【研究の目的】

- ・ 薬害の資料とかは、地下2階、3階とか、書庫とか、そういうところに放り込んでおくようなものではないと。また、データ化して、ウェブ上にほんと載せておいたらいいというものでもない。ただそれだけのものにするには私はちょっと反対。なぜ薬害が発生して、私たち被害者が出てきたか。薬害だけで終わらず、今日、花井氏も肺出血で緊急入院して、どうしても薬害の資料館は、薬害を今後発生させないためにも、そのためにも研究していく。そういう資料館をつくっていただきたい。それを是非私に言ってくれと連絡がありました。(手嶋構成員、第8回検討会)
- ・ 研究は教育に反映される部分と、それから、施策に反映されるものと、そこを期待すべきだろうと思います。文字通り、次世代に向けて再発防止に役立てることですから、そういう意味合いで研究機能は不可欠である。事をせいて展示云々という方向に議論が進み、具体化に取り組む、そこは慎重に、研究機能の見方についての議論が不可欠であると思います。(栗原構成員、第8回検討会)
- ・ 私たちは、展示、それから、記念という形でのメモリアル的な資料館は否定的です。先ほど、栗原委員からも御指摘していただいたように、研究機能はとても重要に考えていまして。それよりも、まず、被害者自身がこういった被害を受けて、その生きざまといいますか、どういうふう生きていくかということを解明、過去のものとする将来的な問題をテーマに解決していくことのルールの上にこの私ども資料館は据え置いてありまして。そこに被害者の命、そして、健康を守り通すというその信念が、あそこの私たちの資料の根幹にあります。…研究の中には、被害者をどういうふう命、そして、健康を守りながら、ながらえていくかという、そういうことの生命、ライフラインみたいな形をきちんと徹底できるような研究をしてこそ、薬害再発の一つの大きなテーマになっていくのではないかなと考えています。(大平構成員、第8回検討会)

【研究の内容】

- ・ 歴史解釈でよくある話なんですけれども、一次資料かどうか。薬害エイズの場合、結構文献は多いんですが、その文献が結局何を基礎としているのかというところを確認していく作業が結構大変なんです。ウェブで公開する限りは、大阪とか東京の原告団が出すのだから間違った情報は出せないと。そうすると、それを確認していく作業をすると、結局物ベースの文献を全部集積して、私たち被害者は被害者の救済をやっているので大変なので、若い研究者になるべく興味を持ってもらうようにして、やはり研究者が多いんですね。最初に来るのも研究者が多くて、新しい研究題材として取り組んでもらって、研究者がそこで精査する、研究を踏まえて文献としての信憑性を確定していくみたいな作業があるんですね。これを本来やるべきで、この検討会は遅過ぎたんです。(花井構成員、第7回検討会)
- ・ 私はMMR事件の当事者ではありませんが、当事者の方々に深くかかわってきたわけです。訴訟で明らかになる事実は、当事者の利害の範囲です。だから、決して、平成元年から平成5年4月で、当面接種見合せになったこのワクチンをめぐる事実経過が、その訴訟の場で、法廷ですべてが検証されているかという、そうではないのです。いまだに未解明のわからない部分がいっぱい残っています。そういう中でも、時間とともに、国に残っている資料も廃棄されているものも多分たくさんあるのだろうと思います。

そういったことで、教育的な機能・展示、いかに体験的に実感をもって何かを伝えるかというその取組は深い研究に裏打ちされているもので、もともと教育と研究は表裏一体だと思います。そういう点で研究機能についての議論がもっと必要なのではないかと思います。(栗原構成員、第8回検討会)
- ・ 私たち9薬害にとっては、まだまだ研究は必要なのです。私たちのそういう疾病は、ただ肝炎ウイルスにかかった、スモンにかかった、サリドマイドにかかったというだけでなく、そのおかげでいろいろな弊害が私たちの体の中に出ている。そういうことも研究していただきたい。なぜなら、私たちの命を助けていただきたい、永らえさせていただきたい。私たちそんなもので死ぬつもりで生まれてきているわけではない。(手嶋構成員、第8回検討会)
- ・ 研究機能というところでは、被害者のいろいろな調査とか、現在生きている患者さんとか、遺族の方のいろいろな調査も、ここできちんとやれるような規模で本当は行っていただきたいなというところがあります。(大平構成員、第9回検討会)

【課題】

- ・ こうした多くのいろいろの薬害被害者の被害の固まりとしての薬害資料館、研究も含めてそういうのをつくるとしたら、かなり客観的な見方ができるような形の内容もないといけないのではないかと思います。…本当に社会的に多くの人たちがそこに来ていただいて、薬害の問題とか、それから、再発防止の問題、研究のテーマとして取り組んでいくとしたら、かなり公として皆さんが来やすい環境とかそういうものもある程度は整備されていないと、被害者の怒りの固まりの資料館なんだ

なというような形で受けとめられてしまうと、教育的な問題として本当に適切なかどうかというところは、私どもの方ではいろいろと議論をしました。…本当に恒久的にこれを維持していくとしたら、そういったかなり社会化された形で運営していかないと、受入態勢としてはできていけないのではないということで、それをどういうふうにするかは、多分専門家の先生たちのいろいろな御意見も伺いながら進めていくのがベストかなと思います。(大平構成員、第8回検討会)